



“労働組合”って何でしょう？

豊田合成労働組合について
ご説明しましょう。

◆豊田合成労働組合の基本理念◆

豊田合成労働組合が、活動を進めていく上での理念を要約したものが、綱領です。ですから、綱領とは、組合の憲法と言うべきもので、活動は、この綱領に基づいて進められます。

綱 領

われわれは、組合員の英知を結集し、強固の団結のもとに労働組合の目的・使命を自覚し、自由で民主的な労働者で組織するあらゆる組合員と協力し、労働者の社会的・経済的地位の向上をはかり、もって平和で豊かな福祉社会の実現に貢献する。このため、次の原則を確認した活動を進める。

① 自主的・民主的運営

われわれは、労働組合が労働者の自主的な組織であることを確認し、外部からのあらゆる圧力・干渉を排除し、自主的運営を行うとともに、組合員相互の友愛と信義を基調にした民主的運営に徹する。

② 社会的使命

われわれは、労働者の生活向上が企業、産業、ひいては社会全体の健全な発展につながることを確信するとともに、社会的使命を有することを確認した活動を進める。

③ 労使相互理解

われわれは、労働関係を労使対等の立場に立った、相互理解の精神に基づき対処することを基本とする。

④ 創造的活動

われわれは、常に新しい時代に即応し、幅広い視野と長期的な展望にたった創造的活動を進める。

◆労働組合の目的は…

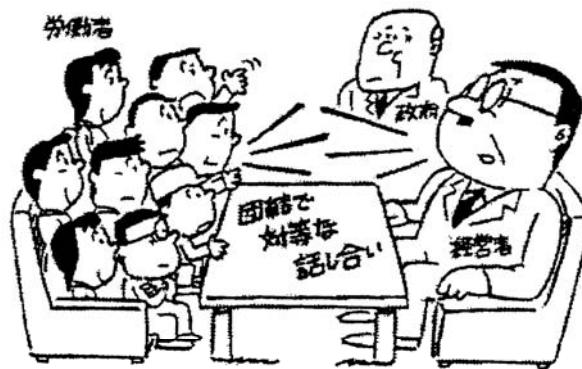


労働組合の目的は、
私たち労働者の経済的・社会的地位の向上を図ることにあります。

つまり、賃金・一時金・労働時間などの労働条件を良くし、また、労働者であるために、社会的な差別をされることのないように活動することにあります。

◆わたしたちはなぜ 労働組合を作るのでしょうか…

使用者と労働者の間は身分的・法律的に、自由で平等の権利が保障されています。しかし、経済的な地位や力は平等であるとはいません。労働者は最終的には、どこかの使用者に雇われ、賃金をもらわなければ生活できません。そこで私たち個人では使用者に対して、どうしても弱い立場にあり、使用者の言うがままの条件で、働かなければならないということになりがちです。このように労働者一人一人では弱い立場にあるため、団結することによって「これ以下の労働条件では働かない」と約束し合い、その力で労使対等の関係をつくって交渉し、条件を良くしていこうとするのです。



◆もし労働組合がなかったら…



賃上げや、一時金はもらってみなければわからないし、同年齢・同勤続・同資格で大きな格差があっても苦情をいう所がありません。また、首切りの問題にしても、職場環境改善その他にしても、個々に会社に苦情を言うことができません。

◆労働組合と企業の関係は…

●労働組合の立場

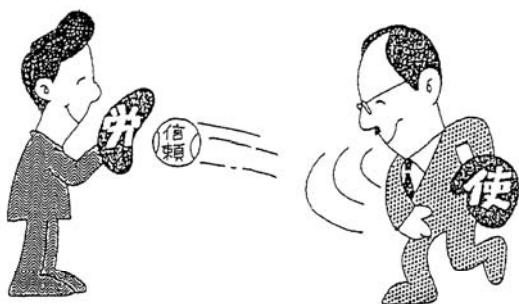
労働組合は、民主的な選挙で選ばれた組合役員が全組合員と力を合わせて、働く者の真の豊かさと幸福を創り出していく活動です。

●企業の立場

企業は資本・設備・人を使ってより良い品をより安く製造販売し、社会貢献することによって利潤を追求していく活動です。

組合(労)

会社(使)



徹底した話し合い

立場は違ってもより良きパートナー!

労使間の諸問題について交渉し解決する場として、
または、話し合い協議する場として、つぎのような
会議体があります。

《ユニオンショップ制》

ユニオンショップ制とは、労働組合と会社が取り交わした約束であり、労働協約にうたってある組合員の資格を言うもので、労働者が会社に採用されて正社員になると労働組合員にならなければならぬと言う制度です。このユニオンショップ制は、企業内組合においては、そこで働く人たちの統一と団結をまるで重要なものです。



会議体	目的・役割	出席者	備考
労使交渉	<ul style="list-style-type: none"> ① 賃金・一時金・諸手当などに、基本的労働条件について交渉し解決（決定）する。 ② その他、組合または会社が必要と認めたことについて交渉し解決する。 ※主として労使の利害が対立する事項について行う。 	<p>[組合] 執行部全員 [会社] 全役員</p>	※組合は団結権・交渉権・争議権を背景に交渉する。 ※必要に応じ、分科会（労使）を設ける。
中央労使協議会	<ul style="list-style-type: none"> ① 当面する労使の諸問題について隔意なく意見を深め合う。 ② 部門労使懇談会で解決の困難なものについて話し合う。 ※主として、労使の利害が共通する事項について行う。 	<p>[組合] 執行部全員 [会社] 全役員</p>	※労使対等の上に立って労使相互信頼の精神で協議する。
部門労使協議会	<ul style="list-style-type: none"> ① 職場内で発生する諸問題や部門全体にかかる問題について隔意なく意見をかわし理解を深め合う。 ② 中央労使協議会から付託を受けた事項について話し合う。 	<p>[組合] 執行部 職場委員長 職場委員 [会社] 担当役員 部・工場長 次・室・課長</p>	